

調査結果の概要

(札幌開発建設部の平成25年度工事に係るアンケート調査)

一般社団法人 札幌建設業協会

I 建設工事における生産性（収益性）の阻害要因について

1 阻害要因の発生頻度

- ・「頻繁に発生する」と「時々発生する」を合わせた回答は約60%で、昨年度に比べ減少した。

発生頻度	H23	H24	H25
頻繁に発生する	2.9%	2.9%	3.1%
時々発生する	55.9%	67.6%	56.3%

2 発注者側に起因する阻害要因の主なもの

- ・上位1～5位は、以下のとおり回答があった。
- ・今年は、「施工条件の明示が不十分」が上位に挙げられた。

生産性（収益性）の阻害要因	H23	H24	H25
設計の不備（15.4%）	②	①	①
設計変更への不十分な対応（14.3%）	③	④	②
関係機関との調整遅延（13.2%）	①	④	③
施工条件の明示が不十分（12.1%）	—	—	④
周辺住民との調整遅延・不備（11.0%）	⑤	—	⑤

3 生産性（収益性）向上に向けて、発注者側に望む対策

- ・主な意見として、下記の3点が挙げられている。
 - ①諸官庁・関係機関との十分な調整(16.3%)
 - ②施工条件の十分な明示(15.6%)
 - ③設計図書の充実、周辺住民との十分な調整、発注者による的確かつ迅速な対応(11.1%)

II 総合評価落札方式について ※別紙で取りまとめ

III 設計変更について

A. 設計変更と工期延期、工事中止

1 設計変更、工期延期、工事一時中止の実態

- ・受注した工事156本について、約80%で設計変更が行われ、約18%の工事で工期延期が行われたと回答。

2～3 設計変更の決定までに時間を要したことによる影響

- ・3件の工事で影響があったとの回答である。

4～7 工期延期の期間、理由、影響等

- 工期延期の理由の主なものは、
 - ①発注者による設計図書の変更(38.5%)
 - ②設計図書と実際の施工条件の相違(23.1%)
- 収益に対する影響は、9件の工事であったとの回答である。
- 影響があった経費の主なものは、
 - ①現場管理費
 - ②冬期施工にかかる経費(除排雪、養生等)

8～10 工事の一時中止

- 一時中止に伴う支出増は、1件回答があった。
- 支出増の理由は、設計変更が不十分であったことが原因との回答。
- 影響を受けた経費は、機械経費、仮設費、従業員給料手当。

11～13 監督員の了解を得て実施したが設計変更が認められなかったケース

- 7件の回答があった。
- 上記の内3件は、協議簿に記載していたが認められなかったとの回答である。

14～17 設計変更のための資料作成、調査など

- 回答があった32件の工事の内、23件で照査範囲を超えた資料作成や調査などが行われたと回答。
- 上記23件の工事の内14件は、照査範囲を超えて行った業務について、設計変更の際、適切に経費が計上されたが、9件の工事では経費が計上されなかったとの回答である。

B. 設計変更確認会議

1 会議の開催状況

- 77件回答があり、会議の内容は、設計変更のほか、技術提案や工事書類に係わる打ち合わせも行われたとの回答である。
- 開催時期は、「工期末の1ヶ月半～2ヶ月前」との回答が45%となっている。

2 出席者

- 監督員及び主任監督員は、昨年度と同様に全部の会議に出席している。
- 総括監督員は、29回(87.9%)出席しているが、本部担当課は、4回にとどまった。

3 会議資料

- 34件の会議全てにおいて、既存の資料を活用し、新たな資料は作成しなかったと回答。

4 意見の主張

- 意見を十分に主張できたとする回答が85.3%あったが、十分には主張できなかったとする回答が5件で14.7%あった。
- 十分に主張できなかった理由としては、会議が形式的だったとする意見が多かった。

5 会議の場で設計変更が認められたケース

- 28件のうち、10件(35.7%)で認められたと回答があり、昨年度と同様となった。

6 納得のいく説明

- 会議で設計変更が認められなかった17件のうち、10件で納得のいく説明があったと回答。

7 その他の意見

- ・評価する意見と評価しない意見が半々であった。
- ・評価する意見としては、企業の意見を聞いてもらえる貴重な機会であり、開催回数の増を求めするなどさらに、充実を求める意見も多く出されている。
- ・評価しない意見としては、会議が形式的だとする意見が多く出されている。

8～11 他の地方整備局で試行されている「指示・協議簿への概算金額等の記載」に対する評価。

- ・「大変良い」、「まあ良い」を合わせ、約60%が評価する回答を寄せているが、「必要ない」とする回答も約30%あった。

IV 北海道開発局の各種の取組について

A 技術調整会議について

1 会議の開催状況

- ・会議は、受注した工事の約60%で開催されており、1工事での開催回数は最大3回。

2 会議の出席者

- ・監督員・主任監督員は、ほぼ100%出席しており、総括監督員も、約85%出席している。

3 会議に対する評価

- ・「非常に」と「おおむね」とを合わせ、「有益である」とする回答が約86%あった。

4 ※本文参照

B 工事円滑化会議について

1 会議の開催状況

- ・会議は、受注した工事の約45%で開催されており、1工事での開催回数は最大2回。

2 ※本文参照

3 会議に対する評価

- ・「非常に」と「おおむね」とを合わせ、「有益である」とする回答が約90%あった。

4～5 ※本文参照

C 意見交換会について

1 意見交換会に対する評価

- ・「非常に良い」、「良い」とを合わせ、評価する回答が100%となった。

2～3 ※本文参照

D 冬期施工について

1 適切な対応がおこなわれたかどうか

- ・「やや不適切」、「不適切」とする回答が約70%にのぼった。

<本年度施工中の工事について>

- 1 資材単価、労務単価などの高騰による収益への影響
 - ・受注した工事の約75%に影響があると回答。
- 2 価格が高騰している資材
 - ・生コン、骨材関係、鉄筋・鋼材、アスファルト関連など
- 3 機械、運搬経費、仮設材料などで、価格高騰による影響がでているもの。
 - ・ダンプトラック、バックホウ、敷鉄板など
- 4 公共工事設計労務単価以上の実勢価格になっている職種
 - ・主要12職種のほぼ全てで、設計労務単価を上回っていると回答。
- 5 スライドの適用について発注者との協議状況
 - ・協議中との回答は、全体スライドが1件、単品スライドが2件と少数であった。
- 6 スライド制度に関する意見
 - ・適用基準が厳しいとの意見が多く出されている。

平成26年度

公共土木工事等に関する調査報告書

札幌開発建設部に係わるアンケート

平成26年11月

一般社団法人 札幌建設業協会 土木委員会

札幌開発建設部の平成25年度工事に係わるアンケート調査

一般社団法人 札幌建設業協会
土木委員会

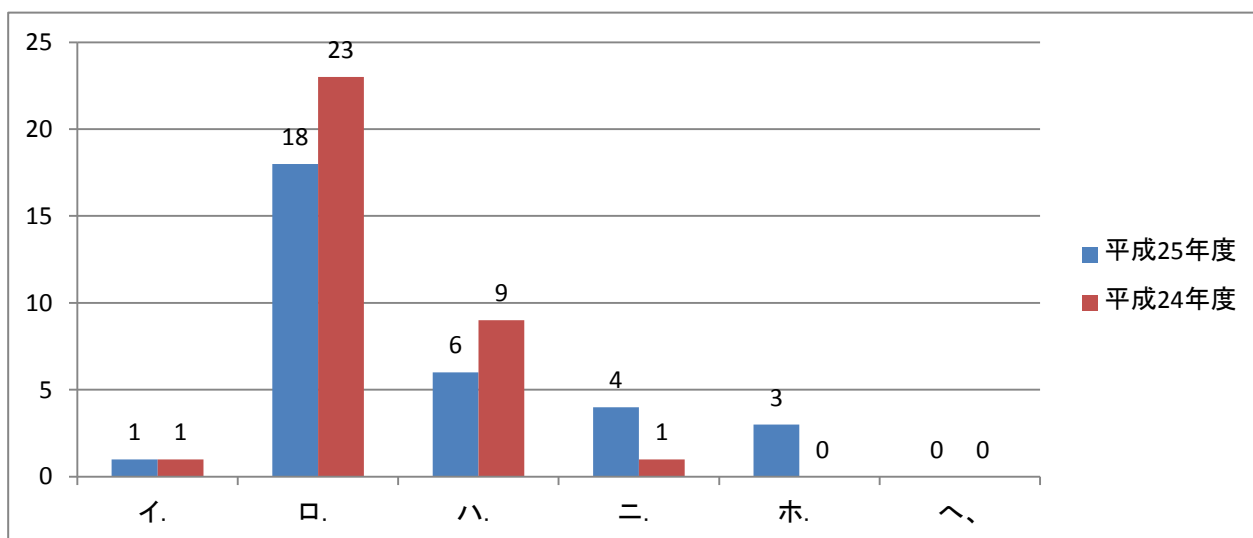
調査の概要

- 1 調査年月日 平成26年9月11日～9月26日
- 2 調査対象企業 会員83社
- 3 回答数 61社（有効回答34社 受注なし27社）

I 建設工事における生産性（収益性）の阻害要因について

- 1 生産性（収益性）を阻害する要因の発生頻度について。

項 目	平成25年度		平成24年度	
	回答数	構成比	回答数	構成比
イ. 頻繁に発生する	1	3.1%	1	2.9%
ロ. 時々発生する	18	56.3%	23	67.6%
ハ. あまり発生しない	6	18.8%	9	26.5%
ニ. めったに発生しない	4	12.5%	1	2.9%
ホ. 発生しない	3	9.4%	0	0.0%
へ. わからない	0	0.0%	0	0.0%
計	32	100.0%	34	100.0%



2 生産性（収益性）を阻害する要因が発生する理由。（複数回答）

収益性阻害要因	回答数	構成比	順位
（発注者に係る事項）			
1, 施工条件の明示が不十分	11	12.1%	4
2, 用地の確保遅延	4	4.4%	8
3, 関係機関との調整遅延・不備	12	13.2%	3
4, 周辺住民との調整遅延・不備	10	11.0%	5
5, 設計の不備	14	15.4%	1
6, 地質(土質)・地下水状況の不明確さ	9	9.9%	7
7, 埋設物の設置状況の不明確さ	2	2.2%	10
8, 設計変更への不十分な対応	13	14.3%	2
9, 設計変更の対価支払の不的確な対応	10	11.0%	5
10, 設計・仕様の確定遅延	2	2.2%	10
11, 発注者の指示ミス	0	0.0%	—
12, 工事費支払の遅延	0	0.0%	—
13, 作業の変更・中断	4	4.4%	8
計	91	100.0%	
（施工者に係る事項）			
14, 発注者との調整不足	7	14.0%	2
15, 関係機関との調整不足	5	10.0%	4
16, 不的確な工程計画・管理	5	10.0%	4
17, 施工者の指示ミス	2	4.0%	9
18, 作業スペースの不備	5	10.0%	4
19, 施工方法の変更	8	16.0%	1
20, 労務の調達ミス	7	14.0%	2
21, 資材の調達ミス	2	4.0%	9
22, 機械の調達ミス	4	8.0%	7
23, 施工品質の未達	1	2.0%	11
24, 周辺住民との調整遅延・不備	3	6.0%	8
25, 自然・文化財保護への対応	1	2.0%	11
26, 工事目的物の損傷	0	0.0%	—
27, 第三者への障害	0	0.0%	—
28, 運転資金調達の遅延	0	0.0%	—
計	50	100.0%	
（その他）			
29, 法律・政令の変更	0	0.0%	—
30, 社会的混乱	0	0.0%	—
31, インフレーション・デフレーション	4	44.4%	2
32, 異常気象・地震	5	55.6%	1
計	9	100.0%	

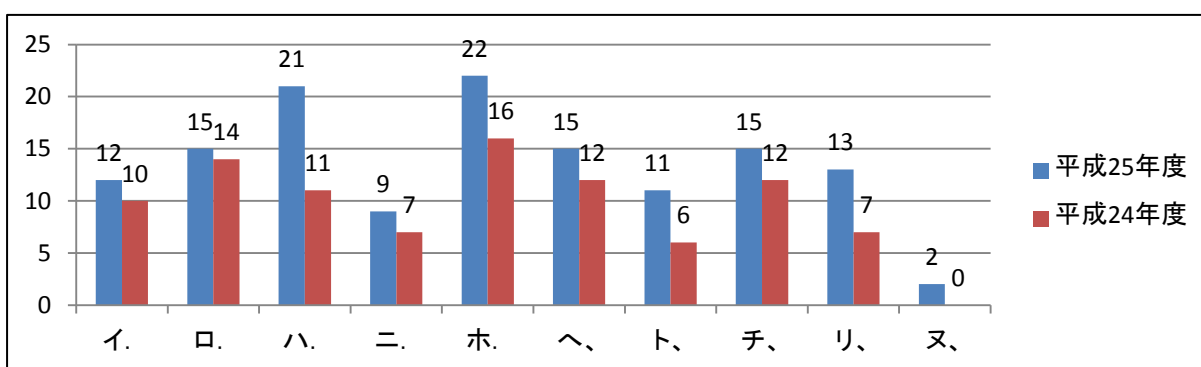
3 上記2で、収益性阻害要因が「発注者に係わる事項」（収益性阻害要因1～13）により発生したと答えた方に伺います。
その場合、会社または作業所では、どのような解決方法をとりましたか。

※別紙により、まとめて記載

4 -1 生産性（収益性）向上のため、今後、発注者において取り組むべきと思われる対策について。

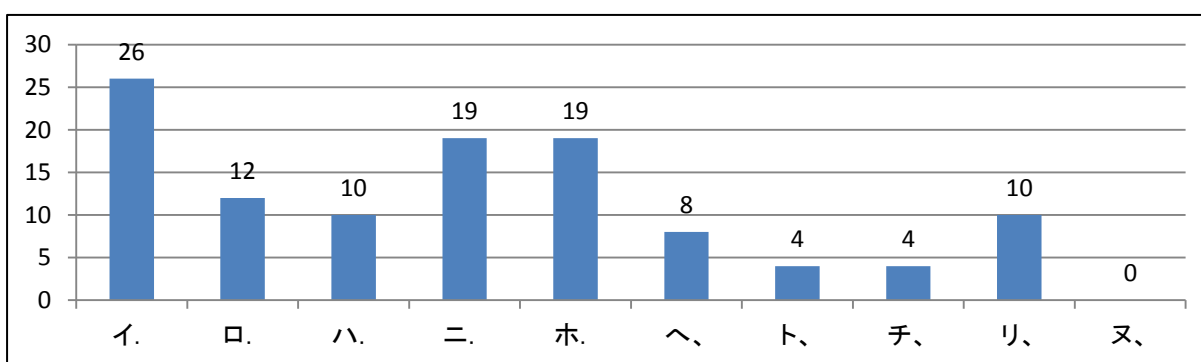
項目	平成25年度		平成24年度	
	回答数	構成比	回答数	構成比
イ、発注者・受注者の役割分担の明確化	12	8.9%	10	10.5%
ロ、設計図書の充実	15	11.1%	14	14.7%
ハ、施工条件の十分な明示	21	15.6%	11	11.6%
ニ、用地の着工前の確保	9	6.7%	7	7.4%
ホ、諸官庁・関係機関との十分な調整	22	16.3%	16	16.8%
ヘ、周辺住民との十分な調整	15	11.1%	12	12.6%
ト、地盤・地下水等の事前調査の充実	11	8.1%	6	6.3%
チ、発注者による的確かつ迅速な対応	15	11.1%	12	12.6%
リ、設計・仕様の迅速な確定	13	9.6%	7	7.4%
又、その他	2	1.5%	0	0.0%
計	135	100.0%	95	100.0%

又、その他：工事に対する理解・勉強



4 -2 生産性（収益性）向上のため、今後、受注者において取り組むべきと思われる対策について。

項目	平成25年度	
	回答数	構成比
イ、発注者との的確かつ迅速な調整	26	23.2%
ロ、諸官庁・関係機関との十分な調整	12	10.7%
ハ、発注時における専門業者・資材業者との十分な調整	10	8.9%
ニ、的確な労務・資材・機材の早期調達	19	17.0%
ホ、的確な工程計画・管理	19	17.0%
ヘ、安全管理の徹底	8	7.1%
ト、品質管理の徹底	4	3.6%
チ、専門業者等に対する的確な指示	4	3.6%
リ、近隣工区との十分かつ早期の調整	10	8.9%
又、その他	0	0.0%
計	112	100.0%



4 - 3 生産性（収益性）向上のため、今後、取り組むべき対策について。

- ・ 設計段階でコンサルが計画した施工方法をもとに積算されているが、現地の確認不足や、施工の知識が不足していることから、設計通りに施工できないことが多く、受注後に現地を調査した後に施工計画を大幅に変更しなければならないことがあり、調査にかかる費用や、現場経費、工程の遅れはすべて収益が低下する要因となっている。
- ・ 設計の段階で施工知識のある部門（会社）で施工方法が可能か、資機材が手配可能かを検討することが必要と思われます。
- ・ 周辺住民との調整遅延における、工事遅延に伴う諸経費（仮設工事費、現場管理費等）の割り増し変更が可能になるようにしていただきたい。
- ・ 明らかに設計の不備が判明した場合は、適切な変更内容として処理して頂きたい。
- ・ 設計内容が未確定のまま発注された工事だと、設計内容の確定まで、測量・作図・数量計算に多くの時間と人手を要しています。切実な技術者不足の折、対応に苦慮しているので設計会社にもこれらの作業を発注できないでしょうか。
- ・ 発注者の工事金額は、正当なものであるのにもかかわらず、落札金額が85%程度の決定金額の現状を変えなければ収益は、上がらないし建設業の正当な報酬は、確保できないと思います。
- ・ 発注時期の早期発注の検討。
 1. 早期発注、適期施工
 2. 低入調査基準価格の引き上げ
 3. 設計変更の適正な対応
- ・ 施工条件の不一致の場合、速やかに設計変更の対応をお願いしたい。
- ・ 納期を要する（3ヶ月間位）資材（管材）待ちで、天候の良い時期に本工事着手できず、降・積雪時期の施工となるため、作業効率が大幅に低下して収益を圧迫しているので資材調達時間を加味した早期発注をお願いします。
- ・ 工事箇所から離れた少量・少額の雑工事が多数追加になると、重機の運搬費や作業効率低下や作業間ロスにより大幅な持出しとなることがあります。少量の新規追加工種は数量のみの計上ではなく、作業効率を考慮した歩掛採用を御検討下さい。
- ・ 安全管理の徹底と専門業者等に対する作業手順の再確認による無事故・無災害の達成。
- ・ 機械・労務等の下請会社の確保
- ・ 現場は施工時期や気象条件によって施工方法等は変更されていきます。特に冬期は凍結や寒気の影響で現場条件が厳しくなるため降雪期の施工を避け、繰り越し工期による発注や施工見積もり提出による歩掛適用をお願いします。
- ・ 現場条件に適合したコンサルの業務成果が不可欠です。冬期に係る工事は工期が限られており、現場不整合による設計変更の期間が工期の不足となり、工期の延伸理由としては困難であるため、突貫での施工が必要となる。過去には対応可能であった施工班の追加が資機材・労務の不足により、極めて困難な状況下であり、即、減工による請負金額の減額となりうる。
- ・ 根本的な問題として、落札率を上げる事が全ての解決に繋がります。
- ・ 施工条件の情報があまりにも少なすぎる。（特に冬期施工の工事）
- ・ 迅速な設計数量・構造の変更の確定をしていただければ、工期・品質的に良いモノを納品できる。
- ・ 設計図書と現地との差異があるため数量が違い、概数発注が多く、受注後の調査業務にかなりの時間労力を必要とする。それにより着手が大幅に遅れ、相当厳しい工期となることが度々ある。場合によっては完工できず、減工することもある。全て工事受注者に責が及ぶが、設計者に再度調査を求める等の責を増やすべきでないか。追加変更工事を指示しながら、最終的に計上されないことが度々あり、その理由の大半は、予算上の都合か、過去工事との二重計上と理解するが、指示時にはその様な懸念があるとか、最終時に明確に説明するべきと考える。また、「違う工種で計上するから」と伝えられ、結果計上できないとのことしばしばあるので避けられたい。受注者はその様なことを想定して監理が必要。
- ・ 設計図書の十分な確認をし、発注者及び関係機関との十分な打合せが必要と思われる。
- ・ 着工前に用地問題・支障物件の解決及び他官庁・周辺住民等の調整を行ってもらい
- ・ 受注後の工程遅延を防止し、収益性の向上につなげたい。
- ・ 労働力・機械等の不足に対する対応が不十分である。遠方からの調達が多くなっているにも関わらず、その根拠の提出が求められる。（開発局では領収書等があれば良いことになっている。）
- ・ 労務及び資機材調達

II 総合評価落札方式について

A 評価項目、評価基準、配点について

1 施工能力評価型 I 型に係る評価項目、評価基準、及び配点についての意見。

イ. 評価項目

- ・ 指名停止による減点項目の軽減（期間短縮、点数縮小）を望みます。
- ・ 配置予定技術者のヒアリングに変えて、施工計画（施工経験に基づく当該工事での留意事項等）で評価しているが、差がつかずに殆んど企業と技術者の評価点及び入札価格で落札決定している。今後もヒアリングを実施しないのであれば、技術提案評価型に変えることを要望する。
- ・ ① 企業の「NETIS登録技術の活用」については業界内に浸透しており、有用なNETIS登録の新技术をほとんどの参加企業が当該工事に活用している実態の中で、評価点で優劣を付ける意味合いが希薄になっていることから削除を希望。
- ・ ② 企業の「災害活動の実態（活動実績）またはボランティア活動」は、品質確保のための必要性が希薄なことから削除を希望。
- ・ ③ 企業の「災害活動の実態（協定の締結）」は、建設業協会としての締結が認められている現状であり、ほとんどの会社が協会加入していることから削除を希望。
- ・ ① 配置予定技術者の同種工事の施工実績
- ・ ② 配置予定技術者の工事表彰
- ・ 過去15年間の同種工事の施工実績（企業）
- ・ JVの場合は、代表構成員のみ評価対象としているが、JV設立目的から、他の構成員も含めて評価していただきたい。具体的には、1社でも「より同種性」を有していれば、その評価。少なくとも構成員全体の平均値で評価していただきたい。
- ・ 企業・同種工事実績におけるより同種に係る数量設定は、発注当該数量の6割程度に留め入札の実績的門戸をより開くべきと考えます。
- ・ 技術者能力について、過去4年間の 部長・局長表彰の有無項目は企業の能力の方にもありどちらか一つにして絞ってはどうか。（受注者の偏る傾向）
- ・ 現行でよいと思います。
- ・ 現行のままでよいと考えます。
- ・ 現状では、技術提案の評価はほとんど差が付かないので、項目数等の再検討をして欲しい。
- ・ 現状が良い
- ・ 現状の評価項目、評価基準及び配点においては、特定の配置予定技術者のみが高得点が得られることから、優秀な技術者であるにもかかわらず、開発局発注工事の経験がなければ応募参加しても競争に勝つことができないシステムになっている。
- ・ 総合評価方式全般について、制度の変更が多く、開発局の受注が少ない会社では対応が遅れて受注することができなく、結果点数が不足し受注できない悪循環となるので、制度の固定と新規参入ができ易い評価となる工夫を求む。
- ・ 特に問題なし。
- ・ 配置予定技術者の同種工事の施工実績及び技術者の工事成績について
- ・ 評価項目内容については原稿の内容で良いと思うが、減点項目について指名停止、文書注意、口頭注意を対象として含んでいるが、これらはないようによりその措置が発注者によって決定するものであり、また、指名停止期間中は入札参加もできない。停止解除後の一定期間減点と経営基盤を揺るがしかねない危険性も含んでいると思われるので、せめて減点対象期間の短縮をした方が良いのではないか。

ロ. 評価基準

- ・ 施工計画（施工経験に基づく当該工事での留意事項等）の評価基準を除けば、企業評価、技術者評価及び地域精通度・貢献度は現行のままで良い。
- ・ 施工計画の現状の評価基準では、入札参加者間でもあまりにも評価結果に差が出ない。工夫が必要なのではないか。
- ・ ① 技術者の「監理（主任）技術者の資格」において、技術者の育成を促進させるためにも前回縮小した1級土木施工管理技士の経験年数5年を更に3年に縮小することを希望。
- ・ ② 企業においては表彰における評価基準に対し、使用回数制限を設けることを希望。
- ・ ① 同種、より同種の評価は、監理（主任）技術者と現場代理人を同等に評価すべきと思います。
- ・ ② 配点が大きいのでは下がったほうが良い。また、平成24年以前の部長表彰も加点対象とするべき。
- ・ 監理技術者及び主任技術者が現場代理人より配点が高くなっているが、現場運営及び
- ・ 発注者との調整等、現場代理人が直接工事に携わっており評価基準を見直してほしい。
- ・ 企業の工事成績点平均点の評価基準を現行4.0点刻みから2.0点刻みにして明確に差が付きやすいようにしたほうが良いと思います。
- ・ 企業の同種工事の施工実績で「より同種性の高い工事条件の実績」は、JVの場合、代表者の実績となっているが構成企業の実績でも良いのではないか。

- ・ 企業評価において過去2年間の平均点で5段階評価としているが、企業の工事件数に対する格差が生じる（1件でも複数でも平均点では有利不利が生じる）ため、評価基準範囲の細分化（5段階→8段階）が必要ではないか。
- ・ 技術者評価の技術者資格年数の引下げ（10年⇒5年）
- ・ 技術提案の評価項目の明示、もしくは、評価結果詳細を各社に公表して欲しい。
- ・ 現行でよいと思います。
- ・ 現行のままでよいと考えます。
- ・ 施工管理能力の確認（書面）について実績・経験を踏まえて記載となっているが、優劣の判断が不明確である。
- ・ 特に問題なし。
- ・ 評価基準が不明瞭であるため、満点で無い場合、どの項目が不採用なのか明確にして提出業者へ公表して欲しい。
- ・ 本工事に使用する対象作業船の保有状況（企業）
- ・ 公共工事が減少する中で作業船の保有は、維持管理費などの経費負担が大きく押し掛かっている一方、災害時における緊急対応の役割を担っているので、地域性を考慮して、北海道内において作業船を保有している企業については、本工事の使用にかかわらず評価していただきたい。
- ・ 優良表彰の加点付与を全ての工事にしないで、年間5回までに制限すべき。

ハ、配点

- ・ 工事の難易度に応じて、施工計画の配点を（25年度前半の標準Ⅱ型の満点）25点まで
- ・ 引き上げていただきたい。
- ・ 施工計画の配点については現在の2点毎、A～Fの6段階で良いと思うが、評価結果については、項目毎に技術提案評価型S型のように入札参加者に通知して欲しい。管内企業の受注機会確保には、地域精進度の評価項目「本支店の所在地」の配点を2点程度に上げることを要望する。
- ・ 企業評価の「より同種性の高い工事条件の施工実績あり（5点、8点）」と「同種条件の施工実績あり（0点）」の点差は、大き過ぎると思う。
- ・ ① 特定の企業に受注が偏りすぎないように、表彰による加点を技術者、企業共に縮小することを希
- ・ ① 配点は現行で良い。
- ・ ② 局長表彰 1.5点、部長表彰 0.75点とし、減った1.5点を工事成績に加える。
- ・ 監理技術者または主任技術者の成績（技術者）
- ・ 工事成績の加点対象者は、監理（主任）技術者のみとなっているが、現場代理人が監督技術者と同様の資格（監理技術者等）を有し、工期を通しての従事であれば監理技術者と同等の工事成績を与え、総合評価の加点対象としていただきたい。
- ・ 企業評価の開発局長等優良工事表彰について、2回以上または1回と部長表彰で最高点としているが、表彰した業者の受注率が高く、偏りが見られるので配点を1.5→1.0とした方が良いのではない。
- ・ また、配置予定技術者についてもより同種性の高い工事实績で監理技術者と現場代理人・担当技術者で差が1.5点と大きく、今後さらに工事实績の偏りが懸念されるため、差を0.7点程度にした方が良いのではないか。同じく局長等優良工事表彰についても局長表彰と部長表彰で1.5点と差が大きいので0.7点程度の差とし、施工計画での逆転可能は配点とした方が良いのではないか。
- ・ 局長・部長表彰の配点を同一事業部内において、受注になった場合、減点する方法にすべきではない
- ・ 現状で良い（平成26年の配点）
- ・ 工事の内容や施工条件を踏まえた施工能力の評価が望ましいと考えるため、施工計画の配点を増やすよう希望します。
- ・ 施工計画の配点について、現行の6段階より3段階の評価の方がわかりやすいと思います。
- ・ 受注の差別化が図られるよう、元のような配点方法にして欲しい。
- ・ 上記項目における基準・配点はより同種：同種が5：0（8：0）ですが、5：3（8：6）程度が良いと思います。
- ・ 総合評価落札方式は二極化となっているのに、企業と技術者の得点配分が異なっている。
- ・ 特に問題なし。
- ・ 配置予定技術者の局長表彰・部長表彰の配点が大きすぎます。現行の半分くらいでもいいと思います。表彰を持っていない会社は、競争に参加する意味がありません。
- ・ 配点は、監理技術者と同等にしてほしい。

2 施工能力評価型Ⅱ型に係る評価項目、評価基準、及び配点についての意見。

イ、評価項目

- ・ ① 企業の「NETIS登録技術の活用」については業界内に浸透しており、有用なNETIS登録の新技術をほとんどの参加企業が当該工事に活用している実態の中で、評価点で優劣を付ける意味合いが希薄になっていることから削除を希望。
- ・ ② 企業の「災害活動の実態（活動実績）またはボランティア活動」は、品質確保のための必要性が希薄なことから削除を希望。
- ・ ③ 企業の「災害活動の実態（協定の締結）」は、建設業協会としての締結が認められている現状であり、ほとんどの会社が協会加入していることから削除を希望。
- ・ ① 配置予定技術者の同種工事の施工実績

② 配置予定技術者の工事表彰

- ・ II型についても評価項目、配点とも設問1と同様に考えています。
- ・ 現行で宜しいと思います。
- ・ 現行のままでよいと考えます。
- ・ 現状で良い。
- ・ 現状の評価項目、評価基準及び配点においては、特定の配置予定技術者のみが高得点が得られることから、優秀な技術者であるにもかかわらず、開発局発注工事の経験がなければ応募参加しても競争に勝つことができないシステムになっている。
- ・ 公共事業の目的のひとつにある地域の雇用を守るために「手持ち工事量」の評価を復活させ幅広く受注機会を増やす評価項目が必要と思います。
- ・ 上記I型に準ずる。
- ・ 特に問題なし。
- ・ 入札者の評価点が同点近くに集中しやすく、価格競争となりやすい点と表彰者が落札する確率が極めて高いので、例えば簡易な技術提案等の項目があればよいのでは。

ロ. 評価基準

- ・ 担当事務所の発注件数に大きな生じている場合もあるが、B等級工事において地域精通度における本店所在地がA事務所とB事務所では建設部管内と事務所管内に分かれており、配点に不公平が生じていることから、どちらかに統一すべきだ。
- ・ ① 技術者の「監理（主任）技術者の資格」において、技術者の育成を促進させるためにも前回縮小した1級土木施工管理技士の経験年数5年を更に3年に縮小することを希望。
- ・ ② 企業においては表彰における評価基準に対し、使用回数の制限を設けることを希望。
- ・ ① 同種、より同種の評価は、監理（主任）技術者と現場代理人を同等に評価すべきと思います。
- ・ ② 配点が大いなので下げたほうが良い。また、平成24年以前の部長表彰も加点対象とするべき。
- ・ I型と同様に公表して欲しい。
- ・ 技術者評価の技術者資格年数の引下げ（10年⇒5年）
- ・ 局長表彰及び、部長表彰の評価回数の限定を、検討して頂きたい。
- ・ 札幌開発建設部の本部が発注する工事における地域精通度の評価基準は、「札幌開発建設部管内本店」で十分だと考えます。
- ・ 「事務所（等）管内本店」による評価の廃止を希望します。
- ・ 受注業者の固定化を防ぐため「より同種」の加点はもっと小さくして頂きたい。技術者評価より企業評価にウエイトをおいてほしい。
- ・ 上記I型に準ずる。
- ・ 特に問題なし。

ハ、配点

- ・ ① 特定の企業に受注が偏りすぎないように、表彰による加点を技術者、企業共に縮小することを希望。
- ・ ① 配点は現行で良い。
- ・ ② 局長表彰 1.5点、部長表彰 0.75点とし、減った1.5点を工事成績に加える。
- ・ 管轄の事務所ごとの発注数が均等でないので、国土の均等な維持・発展のため地域精通度の「本店所在地」は事務所単位ではなく「振興局単位」等に広げるべきと思う。逆に、品質向上のため、地域精通度の「近隣地域での実績」は地域の単位を狭くし評点を細分化してはどうか。
- ・ 企業評価、技術者評価、地域精通度、地域貢献度とも、現行の配点でよいと考えます。
- ・ 現在の評価点の結果を見ると、より同種性の高い工事の施工実績で評価値が左右されのおおきので、施工計画の配点を上げ、より同種性の施工実績の配点を下げる等の見直しの、検討をして頂きたい。
- ・ 現状で良い（平成26年の配点）
- ・ 上記I型に準ずる。
- ・ 総合評価落札方式は二極化となっているのに、企業と技術者の得点配分が異なっている。
- ・ 特に問題なし。

3 技術提案評価型S型に係る評価項目、評価基準、及び配点についての意見。

イ. 評価項目

- ・ 指名停止による減点項目の軽減（期間短縮、点数縮小）を望みます。
- ・ 受注した企業の技術提案費用負担が軽減できるよう、提案項目数を3項目までと統一するよう要望する。
- ・ 競争参加なし。
- ・ 現行のままでよいと考えます。
- ・ 現行のままで良い
- ・ 現状で良い

- ・ 現状の評価項目、評価基準及び配点においては、特定の配置予定技術者のみが高得点が得られることから、優秀な技術者であるにもかかわらず、開発局発注工事の経験がなければ応募参加しても競争に勝つことができないシステムになっている。(非WTO)
- ・ 従来通りで問題ないと思うが、工事説明会の実施についてはその場で質疑応答が出来ないため、本部で開催する意味が低いと思われるので、PDFファイルで参加業者に配布(メール等)で十分ではないか。また、質疑に対する回答の記載を早めて欲しい。
- ・ 平成25年度、該当工事ありません。

ロ. 評価基準

- ・ 現行のままで良い。
- ・ ① ヒアリングの評定を3段階で行われているが、現状を見る限り良か否かの2段階で十分と思われる。
- ・ I型と同様に公表して欲しい。
- ・ オーバースペックによる評価の優劣については、透明性に欠けると思われるので、発注者サイドで明確に指示(〇〇については有り、××については評価しない等)して欲しい。また、提案に対するヒアリングでの評価については、基準が曖昧であり、どこを基準としているのかわからない。(十分理解、理解、それ以外では線引きが不透明)
- ・ 現行のままでよいと考えます。
- ・ 現行のままで良い

ハ. 配点

- ・ 技術提案評価型S型の案件を増やしていただきたい。
- ・ また、Aランク工事(4.5億円以上)に関しては、可能な限りS型対応をお願いしたい。
- ・ 現行のままで良い。
- ・ 施工計画の評価結果については、〇、－、×で通知が来ますが、項目別の点数を入札参加者に通知して欲しい。
- ・ 現行のままでよいと考えます。
- ・ 現行のままで良い
- ・ 現状で良い(平成26年の配点)
- ・ 上記のヒアリングでの評価係数での配点(係数1.0 0.5 0の乗数)では、配置予定技術者へのプレッシャーが大きく、心身的に良好とは思えないので廃止して欲しい。

B 試行について

1 受発注者の負担軽減などを目的とした「段階選抜方式」の試行についての意見。

- ・ 「段階選抜方式」は、同種工事の条件にもよるが、上位10社が限定される懸念がある。
- ・ 受発注の負担軽減を目的に、WTO工事に関しては「段階選抜方式」を今後も進めていただきたい。
- ・ 受発注者双方の負担軽減のため、今後も更に進めて行くべきと思われる。
- ・ 段階選抜方式は技術提案評価型で試行されているが、参加企業が多いと予想される施工能力評価型I型にまで拡大して頂くことを要望する。
- ・ 入札から落札決定まで配置予定技術者の拘束期間が長過ぎる。
- ・ 同種工事5本程度を集約し、段階選抜と一括審査を合併した「段階選抜一括審査方式」を新たに試行してはどうか。
- ・ 現行の段階選抜では時間が掛かりすぎている。
- ・ 1段階目で選抜されなかった業者には負担軽減になると思うが、選抜された業者は何も負担軽減とはなっていないと思う。
- ・ 技術者の拘束時間が長いので短縮を考慮
- ・ 技術提案や施工計画を求めない案件には、適用しても良い
- ・ 公告から落札者の決定までの期間が長く、配置予定技術者が拘束され受注計画が立たないことから、段階選抜をいずれの方式にも拡大するなど、短期間で結果が判明する工夫を求む。
- ・ 今の受発注者の現状(人員等)の中で、この制度を用いなければ入札(発注)作業がこなせないのであれば、負担軽減を目的として行うのは仕方ないと思いますが、そうでなければ入札の公平性という点ではこの方式は良くないと思います。
- ・ 施工能力評価I型の評価方法で実施するのであれば効果があると思われる。
- ・ 試行を継続しても良いと思っている。
- ・ 受発注者間の負担軽減や技術者の適正な配置に有効と考えることから、導入・推進を希望します。
- ・ 初期段階での見通しの有無が分かることは良い。
- ・ 早期に応札参加資格が判明しますので、職員の運用がし易く成るので、今後とも実施をして頂きたい。
- ・ 非選抜の際に、技術者の拘束期間が短くなり有効である。
- ・ 必要に応じて実施するならば問題ないと思います。
- ・ 負担軽減ができて、よい方法と思うが、ヒアリングでの判断がこうへいに出来るか疑問が残る。
- ・ 平成25年度、該当工事ありません。

- 方式については良いと思いますが、公告して1次審査を通過したあとから落札決定日までの期間が長く、配置予定技術者の拘束することとなるため、少しでも期間を短縮して欲しい。また、1次審査において技術提案がある場合は、1次審査後に提案の評価点を公表して欲しい。

2 地元企業の育成、地域経済力の向上などを目的とした「地元企業活用審査型」の試行についての意見。

- 「地元企業活用審査型」は、申請時に於いて、地元企業活用の意思表示だけで加点される懸念がある。
- 地域に特化したB以下の選抜された工事には、地元企業の育成という意味では有効な試行と思われる。
- 発注量の多い事務所管内では、下請の地元企業が奪い合いになり、実効性の伴わない状態となっていることから、当該方式は必要性が薄いと思われる。
- 目的には賛成できるが、実際は施工体制上の契約を取り交すだけで、実質施工は二次下請けが行うような形骸化が心配される。地元一次下請企業の数と施工能力に限界が生じているため、今後は廃止して頂くよう要望する。
- 地元企業活用は考えとしては良いと思うが、地元企業の施工能力には限界があり、不安がある。
- 基本的には賛成ですが、公共事業の拡大傾向のなかで地元企業も手持ち工事が多く、運用面で考慮しなくてはいけないのでは
- 現況では、専門業者も減少傾向に有る為、担当事務所単位で縛るのでは無く、工事内容によっては、近接の地域でも可能であるような、流動的な対応をして頂きたい。
- 札幌開発建設部の本部が発注する工事における地元企業活用の評価基準は、「札幌開発建設部管内の企業活用」による評価で十分だと考えます。
- (事務所管内に地域を限定する必要はないと考えます)
- 試行を継続しても良いと思っている。
- 地域によっては、当該工事の受注能力が不足していたり、実態の無い企業が存在していることがあることから、地域の現状を把握した上での試行を望みます。
- 地域の活性化をより重視する立場からも活用すべきと思われる。地元下請企業名を明記させることで、より地元企業の育成及び地域経済の発展に繋がると思われる。
- 地元企業としては受注が多くなると思います。
- 地元企業の育成、地域経済力の向上に寄与する点ではよいと思いますが、新規取引の場合、技術面、価格面、品質面、契約履行において不安が残ります。
- 地元企業の供給能力に応じた範囲であれば有効だと思います。
- 地元企業活用については、指定された地域内の企業と取引がある会社が有利であり、実際に地元企業と付き合いのない会社については不利で、制度としては公平さに疑問があります。また、地元活用は相手があつてのことなので、地元企業の動向をチェックして確実に活用が可能かを判断するのが難しく、トラブルの原因となりやすい。
- 地元建設業が衰退したら、災害時及び・インフラ整備・地域活性化すべてにおいて、影響が出ると思う。地元建設業を活かす方式をまだまだ拡大しても、よいと思う。
- 同じ事務所管内に発注する工事が集中している場合、地元の一次下請け業者を見つける事すら容易ではない。元請け企業も地元有利となっている。
- 入札時の評価項目にするのではなく、工事施工時（工事成績）での評価にした方が良いと思います。また、活用するならば参加要件が事務所管内の工事に限っての方が良いと思います。
- 優秀な地元企業ばかりではないので、品質低下が懸念される場合もあるので、評価項目に加えるのには反対です。元請会社の努力目標で良いのではないかと、または工事の成績評定で評価したら良いのではないかと考えます。

3 工事全体の品質確保、さらなる技術の向上などを目的とした「登録基幹技能者評価型」の試行についての意見。

- 「地元企業活用審査型」と同じく、工事施工時（工事成績）での評価にした方が良いと思います。
- 「登録基幹技能者評価型」に関しては、建設管理部でも採用されているが、特に問題なし。
- 北海道の施工計画審査型などで評価項目に採用されているが、工種を限定して試行するのであれば賛成できる。（例えば、現場塗装工など。）
- 現状では「登録基幹技能者評価型」を導入するには基幹技能者の数が少な過ぎると思う。基幹技能者の資格とメリットを世間に熟知させるためには良い取り組みだと思う。
- 下請け企業の固定化による弊害と人手不足の状況を鑑みると、施行を拡大すべき。
- 何の基幹技能者を配置するかは受注業者が工事に合わせて選択できるようにした方が良い。
- 技能者の成り手不足、高齢化等の問題で技能者不足が深刻化しているのが、現状で有りますので、試行については慎重に対応して頂きたい。
- 工事の品質確保を図る上で、専門的知識を持った技術者を配置することは重要であり、元請企業の現場職員に対するサポート面でも役割・効果は大きいと思うが、総合評価において工事参加申請時点で技術者の配置における書類を作成するのは業務負担の増加となりうる。
- 工事内容や工事規模によっては「登録基幹技能者」を活用できないか、あるいはしづらい場合があることから、試行に当たっては工事内容等との整合性を望みます。
- 工事品質の向上はもとより、建設産業を担う技能者の労働条件向上の側面からも有効な方式だと考えます。今後も導入・推進を希望します。

- ・ 全国的に技能士が不足している今、評価項目に加えることは反対です。技能士の活用は工事の成績評定で行うべきです。
- ・ 登録基幹技能者がどれくらいいるか、常時その時期に常駐できるのか疑問に思われる現時点で公平な制度であるか疑問に思う。
- ・ 道内業者の一部にしかまだ普及していないため、時期尚早ではないか。地元企業のためにも準備期間等を考慮して実施した方が良くと思います。
- ・ 平成25年度、該当工事ありません。

4 企業の技術力審査・評価の効率化などを目的とした「一括審査方式」の試行についての

- ・ 「ゼロ国」工事の独占受注防止には効果があったが、総合評価方式は工事成績が高く毎年表彰を受けている会社が、条件の良い工事を多く受注できる仕組みである。
- ・ 「一括審査方式」に関しては、今年度数件参加しているが、企業の技術力審査・評価の効率化として、評価できる。
- ・ 一括審査方式は現行の2～3本の工事を5本程度に拡大した方が効率が高い。
- ・ 企業側の負担軽減と偏向受注の抑止効果にもなっているが、試行件数は現行程度が望ましい。
- ・ 多くの企業に受注チャンスが巡ってくる方策として、「一括審査方式」の拡大を望みます。
- ・ ① 2件一括から3件及び4件一括審査方式の採用
- ・ ② 一括審査方式の件数を増加
- ・ 落札企業の偏りを防ぐ意味からも有効であり、試行の拡大を希望する。
- ・ ①この方式は、入札参加業者は技術資料作成業務の軽減や技術者の配置計画が立てられ有効な手段と考えられ、B等級以下の工事においても採用してほしい。
- ・ 一部の「一括審査方式」（平成26年）で、落札決定順番が予定価格の高い順番になっていない工事がありましたが、基本的に落札順番は予定価格の高い順番にならないとおかしいと思います。（評価点が高いのに工事価格が低くなるのは変ではないでしょうか）
- ・ 企業の受注機会を増やすことから5～6本程度の一括審査方式で実施するように配慮を願いたい。
- ・ 技術資料作成期間に余裕があり、負担軽減につながっている。
- ・ 受注企業の分散が図られ良いと思う。3～5工事をお願いしたい。
- ・ 受注機会の増加のために非常に有効であると思います。もっと多くの工事で行う事により、受注の偏重も修正できると思っています。
- ・ 申請書作成が簡素化され、築堤工や護岸工等の同等規模、同等条件の場合に活用して頂きたいと思いを促進すべきと思います。
- ・ 大変良いと思います。
- ・ 大変良い方式なので更に増しても良いと思っています。
- ・ 入札に関する参加申請書類・審議の件数を減少させ、負担を減らすことは良いと思うので、更なる制度の充実を期待する。
- ・ 入札参加業務の効率化及び負担軽減の面から、非常に有効な方式だと考えます。今後も積極的な導入・活用の推進を希望します。
- ・ 入札参加者としても技術資料、特に施工計画の作成が軽減されるので良い方式だと思います。
- ・ 発注者・応札者共々、応札作業の縮減に成ると共に、受注者の偏りを防ぐ為にも有効で有ると思いますので、今後も試行をお願いします。
- ・ 非常に良い方式と思います。（書類の簡素化ができて、受注業者が偏らない点が評価できます）
- ・ 複数の企業に受注機会が与えられ、良い試行だと思う。

5 若手技術者の育成などを目的とした「若手技術者活用型」の試行についての意見。

- ・ 「若手技術者活用型」は、施工実績、工事経験が緩和されているが、指導・補佐できる技術者を担当技術者として配置するという点が、技術者不足の現状と矛盾する。
- ・ 企業にとっては配置予定技術者として2名が拘束されるため、技術者不足となっている現状では見合わせて頂くことを要望する。
- ・ 技術者の育成や実績の取得に向け、試行の促進継続を希望する。
- ・ A工事においても試行を希望する。
- ・ ①この方式は、技術者の資格要件・工事成績については緩和されたが、技術者配置経験の評価は実質的に緩和されていない。※参考 現行10点 → 若手9点
- ・ 1級土木施工の有資格年数を3年に短縮した方が良い。また、現状では若手が有利になるような配点になっていないので、配置技術者の年齢に応じて加点する必要があると思われる。例えば、40歳未満 3点、40歳以上 0点
- ・ 過去6年間に開発局発注工事の監理（主任）経験のない技術者が、ハンデなく参加できる機会を増やしていただきたい。
- ・ 拡大してA・B工事にも適用したらよいと思います。
- ・ 企業の新規採用者促進、又若手技術者への世代交代に有効で有るよう思いますので工事内容にも依りますが、ある程度試行するのが望ましいと思います。
- ・ 技術の継承や、人材の育成に有効と思われ今後も継続することを求む。
- ・ 件数を増やしてほしい。
- ・ 建設産業の将来を担う若手技術者の育成する上で、非常に有効な方式だと考えます。今後も積極的な導入・活用の推進を希望します。

- ・ 現行においては、監理（主任）技術者または現場代理人としての従事実績と担当技術者としての従事実績に配点の開きがありますが、制度の運用上仕方がないかもしれません。
- ・ 現在、若手技術者の不足・工事の経験不足があり、数多くの工事けんけんが必要と思われるので育成活用は良いと思う。
- ・ 工事件数をもっと増やしてほしい。
- ・ 次回工事の配置技術者としての経験加点とならない為、補助員のままでしかない。せめて、A工事の場合は、管理技術者の他一人も経験点数を認めて頂きたい。
- ・ 若手技術者の育成の為、ぜひ施行を続けてもらいたい。
- ・ 若手技術者の育成を目的としているので、継続すると雇用促進と育成によいと思います。また、女性の活躍や少子高齢化による人手不足解消の対策として女性技術者を配置する場合には一定の評価をし雇用機会の拡大と育成につながればよいと思います。
- ・ 若手技術者の同種工事実績は評価項目から外し、技術者要件として設定すべき（代人、専技、担技の何れも可とする）と考えます。
- ・ 若手技術者を育成するため、監理技術の評価において工事成績評価をなくし、資格、経験年数及び同種工事での従事経験で評価する入札方式をある程度採用できるように考慮願います。
- ・ 若手技術者を雇用したいが、土木専門学校も激減し、人材が集まらないのが現状である。
- ・ 若手技術者活用型の試行は、実質的にB等級以下の工事規模の案件にしか適用されていないので、技術者が多く会社規模の大きい業者が参加できるA等級またはA・B等級工事についても施工拡大して欲しい。また、実際には配置予定技術者の加点部分を緩和しても企業の点数はそのままであり、落札においては企業の配点ウェイトが大きくなるので、配点にも考慮が必要ではないか。
- ・ 大変有意義で今後の担い手の確保に繋がればと思います。弊社でも、女性技術者の採用を率先して行っています。
- ・ 大変良いことだと思います。
- ・ 中堅技術者の減少、また、総合落札方式における配置技術者の評価点のウェイトが高くなっていることから、申請する技術者の固定化が顕著になってきている。このことへの対応、若手技術者の育成からも難易度の低い工事を対象に「若手技術者活用型」を拡大していただきたい。その際は、同種工事の実績を緩和して、企業がバックアップする方式を重視して欲しい。
- ・ 年間に多くの工事件数を行っていない業者にとっては冒険でもあり、踏み切れない。
- ・ 配置技術者の高齢化対策につながっており、今後も実施して欲しい。
- ・ 配置予定技術者の年齢制限が無いので「若手技術者活用」になっていないと思う。ただし、経験の浅い技術者に機会を与えることは良い取り組みだと思う。
- ・ 良いと思います。

Ⅲ 設計変更について

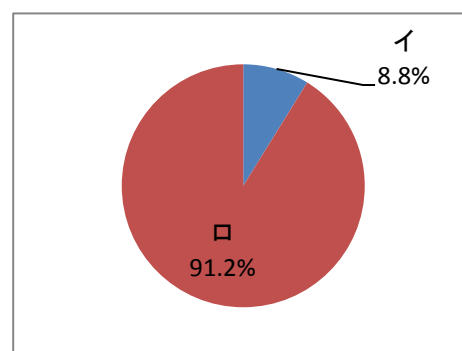
A. 設計変更と工期延期、工事中止

- 1 平成25年度に札幌開発建設部から受注した工事は何件ありましたか。
また、受注した工事の中で、設計変更、工期延期、工事の一時中止を行った工事は何件ありましたか。

内 訳	件 数
平成25年度に受注した工事	156件
イ、設計変更を行った工事	126件
ロ、工期を延期した工事	28件
ハ、工事一時中止の指示があった工事	2件

- 2 上記設問で、「イ、設計変更を行った工事がある」と答えた方に伺います。
協議を開始してから設計変更が決定するまで時間を要したことにより、作業の一時中断や手戻りなどの影響がありましたか。

項 目	回答数	構成比
イ、あった	3	8.8%
ロ、なかった	31	91.2%
計	34	100.0%

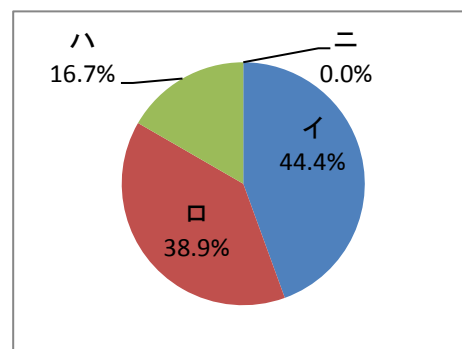


- 3 上記設問2で「イ、あった」と答えた方に伺います。
影響を受けた内容とそのことにより生じた損失額（概算額）についての意見。

- ・ 設計変更により不要となった発注済の資材費100万。
- ・ 設計変更協議や現地調査による不稼働日の大型クレーン保障費200万。
- ・ 冬期工事のため、降雪時期が多く、除雪費及び仮設費等が増した。
（約2百万円、3件中1件の工事）（約1百万円、3件中1件の工事）

- 4 上記設問1で「ロ、工期延期をした工事がある」と答えた方に伺います。
工期延期の期間は次のどれに該当しますか。

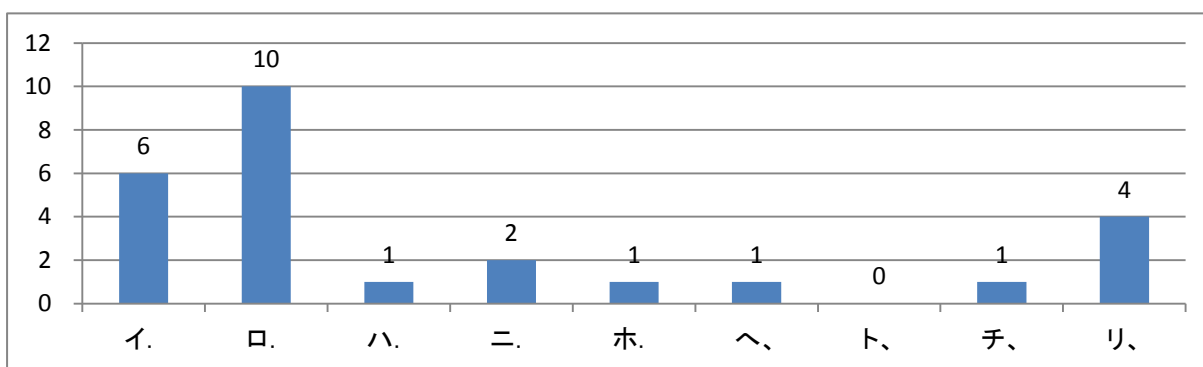
項 目	回答数	構成比
イ、1～30日	8	44.4%
ロ、31～60日	7	38.9%
ハ、61～90日	3	16.7%
ニ、91日以上	0	0.0%
計	18	100.0%



5 上記における工期延期の理由。(複数回答)

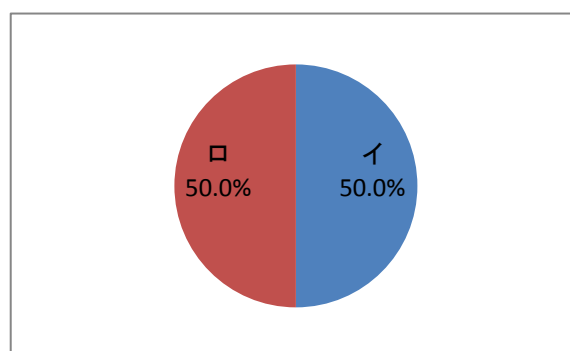
項目	回答数	構成比	順位
イ、設計図書と実際の施工条件の相違	6	23.1%	2
ロ、発注者による設計図書の変更	10	38.5%	1
ハ、地元や関係者との協議未了	1	3.8%	5
ニ、関連工事との協議未了や遅延	2	7.7%	4
ホ、用地買収または借地協議の未了	1	3.8%	5
ヘ、設計図書の不具合	1	3.8%	5
ト、自然災害(暴風雨、地震、洪水など)	0	0.0%	—
チ、埋蔵文化財調査のため	1	3.8%	5
リ、その他	4	15.4%	3
計	26	100.0%	

又、その他： 現地の調査不足による施工条件の相違
 材料調達ができなかったため
 主要資材の購入が工期内に無理と判断されたため
 設計変更に伴う工種、数量の増工のため



6 上記設問1で「ロ、工期延期をした工事がある」と答えた方。工期延期をしたことにより、工事の収益性等に影響がありましたか。

項目	回答数	構成比
イ、あった	9	50.0%
ロ、なかった	9	50.0%
計	18	100.0%



7 上記設問6で「イ、あった」と答えた方。影響を受けた内容とそのことにより生じた損失額(概算額)についての意見。

- ・ 各工程の遅れ(経費など約6百万円)
- ・ 施工機械(震災等で北海道に機械なし)
(代用機械での施工のため、施工遅れる。北海道に1台しかいないため、他工事で使用のため、終了後の施工になる)
- ・ 工期を延期したことによる大型クレーンの賃料2ヶ月分 400万
- ・ 仮設資材(事務所含む)の賃料 90万
- ・ 工期延期による除雪費 100万
- ・ 工期延期による現場経費の持出し 300万
- ・ 工事総額は増となったが、延長された工期分の経費が重たく大幅な赤字となった。
- ・ 現場管理費の増高 : 約3,000千円

- ・ 工期を延期したことにより冬期の現場施工が多くなり、設計金額と乖離している防寒養生や除雪の増により損失額が増えた。
- ・ 除雪前に盛土完了予定だったのが冬期施工となり、除雪他経費が増大した。（4件で4,500万円）
- ・ 追加工種に鋼矢板の土留があり、資材不足で調達に2ヶ月間要したため、その間の現場管理費が発生した。
※損失額¥3,474,000-
- ・ 冬期養生の期間延長、除排雪費の増大、職員経費の増大など約300万円。
- ・ 歩道バリアフリー工事の追加により機械置場、資材置場の追加による経費の増大、利益の低下が110万円生じた。

- 8 設問1で「工事の一時中止の指示」があったと回答した方。
工事の一時中止の指示に伴い、支出増はありましたか。

項目	回答数	構成比
イ、あった	1	33.3%
ロ、なかった	2	66.7%
計	3	100.0%

- 9 上記の工事の一時中止の指示に伴う支出増については、設計変更が十分に行われましたか。

項目	回答数	構成比
イ、十分だった	0	0.0%
ロ、ほぼ十分だった	0	0.0%
ハ、あまり十分ではなかった	0	0.0%
ニ、不十分	1	100.0%
計	1	100.0%

- 10 上記設問で、ハ、ニ、と回答した方。
設計変更が十分ではなかった費用は下記のどれですか。（複数回答）

項目	回答数	構成比
イ、材料費	0	0.0%
ロ、動力用水光熱・電力費	0	0.0%
ハ、機械経費	1	33.3%
ニ、準備費	0	0.0%
ホ、仮設費	1	33.3%
ヘ、事業損失施設防止費	0	0.0%
ト、従業員給料手当	1	33.3%
チ、燃料等の油脂類	0	0.0%
リ、その他	0	0.0%
計	3	100.0%

- 11 監督員から了解を得て工事を施工したにもかかわらず、最終的に設計変更が認められなかったケースがありますか。

項目	回答数	構成比
イ、ない	23	76.7%
ロ、ある	7	23.3%
計	30	100.0%

<設計変更が認められなかった工事内容とその理由>

- ・ 監督員から了解を得られなかったが、その方法でしか作業できなかったため仕方なく施工した。
- ・ 施工に伴う既設構造物の土砂等の清掃費用
- ・ 発生土を再利用するための爆気費用

- ・ 他工事の都合で急ぎょ設計変更の攪拌土が増設となったが、設計変更が十分に認められなかった。他工事分の確認資料に不足が生じ、設計変更数量が不明瞭となったため。
- ・ 工事内容：前年度の仮置土の運搬。前年度工事の自然崩壊部の手直し。橋梁上部工の仮設ヤード・工事用道路造成及び撤去
理由：変更金額上限を遵守するためか、前年度工事との二重計上のためか明確でない。
- ・ 土取場・現場内の敷鉄板
- ・ 道路汚染対策の敷鉄板及びスパッツ。他の工事では見なかったため、見られないと言われた。
- ・ 防寒養生について、当初の発注者の積算工程により積算されていたが、支障物件等で施工が遅れ、積算工程より養生回数が増えたが、設計変更は認められなかった。

1 2 設問 1 1 で「口、ある」と答えた方。

当該変更工事の施工に係わる監督員との協議内容を、協議簿に記載していました

項 目	回答数	構成比
イ、記載していた	3	42.9%
口、記載していなかった	4	57.1%
計	7	100.0%

1 3 設問 1 2 で「口、記載していなかった」と答えた方。記載しなかった理由。

- ・ 口頭で話したが、了解を得られなかったため。
- ・ 監督員との口頭での指示のため。
- ・ 協議簿を残さないように指示があったため。
- ・ 他工事の関係などから早急に求められたため。

1 4 設計変更のための資料作成や調査など（設計図書の照査の範囲を超える場合）を行ったケースがありましたか。

項 目	回答数	構成比
イ、あった	23	71.9%
口、なかった	9	28.1%
計	32	100.0%

1 5 設問 1 4 で「イ、あった」と答えた方。

それらの経費については、設計変更の際、適切に計上されましたか。

項 目	回答数	構成比
イ、計上された	14	60.9%
口、計上されなかった	9	39.1%
計	23	100.0%

1 6 設問 1 5 で「口、計上されなかった」と答えた方。

資料作成や調査の実施などに係わる監督員との協議内容を、協議簿に記載していましたか。

項 目	回答数	構成比
イ、記載していた	4	44.4%
口、記載していなかった	5	55.6%
計	9	100.0%

1 7 設問 1 6 で「口、記載していなかった」と答えた方。記載しなかった理由。

- ・ 当初からないものと思っていたので記載していない。
- ・ 監督員の判断に任せた。作成資料が設計に反映される判断基準がわからない。
- ・ 業務多忙のため。
- ・ 設計図書の照査の範囲が明確でないこともあり、工事を進めるために調査設計を行った。
- ・ 調査や測量、作図は当然費用も発生するが、それ以上の変更を獲得する手段でもある。

B. 設計変更確認会議等

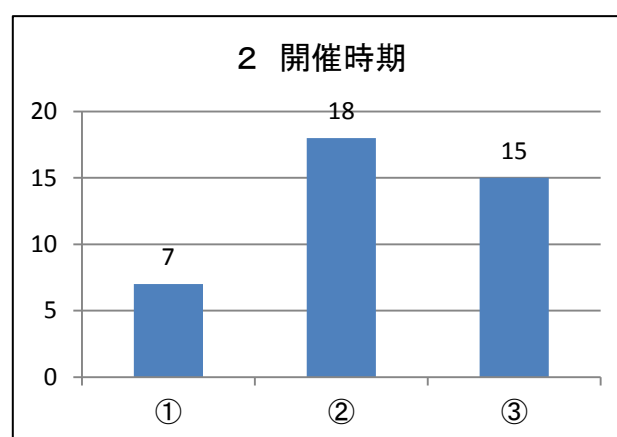
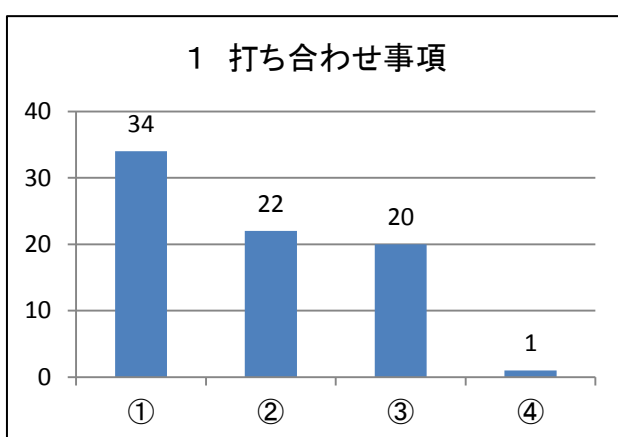
1 平成25年度に受注した工事に係る「設計変更確認会議」の開催状況について。

1 打ち合わせ事項

開催状況	件数	構成比
①計変更内容(対象項目、対象数量等)	34	44.2%
②技術提案(総合評価落札方式)の履行の確認	22	28.6%
③工事書類(書類リストの確認、提出方法、検査方法等)	20	26.0%
④その他	1	1.3%
設計変更確認会議開催回答数 計	77	100.0%

2 開催時期

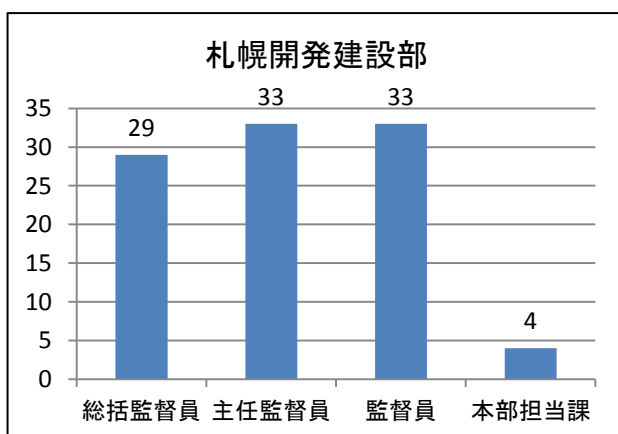
開催状況	件数	構成比
①設計変更や施工方法の変更がある場合に随意に開催	7	17.5%
②工期末の1ヶ月半～2か月前	18	45.0%
③工期末の段階	15	37.5%
設計変更確認会議開催回答数 計	40	100.0%



2 「設計変更確認会議」には、誰が出席しましたか

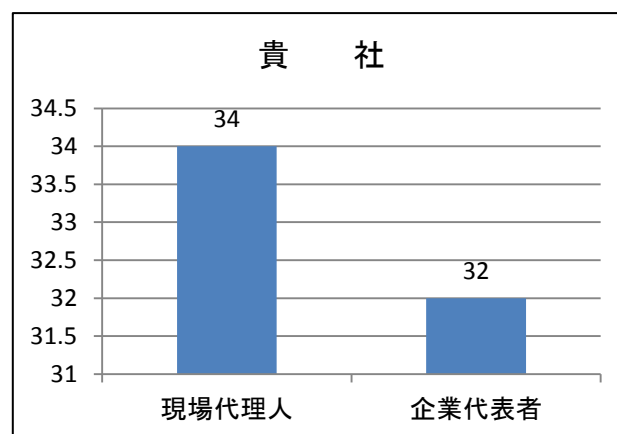
札幌開発建設部

対象者	回答数	出席率
総括監督員	29	87.9%
主任監督員	33	100.0%
監督員	33	100.0%
本部担当課(必要に応じて)	4	12.1%
開催回数	33	



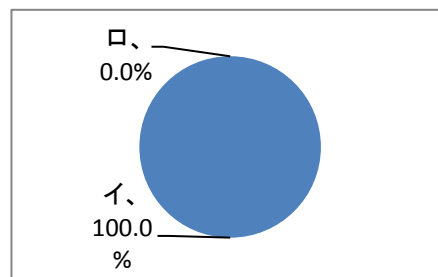
貴社

対象者	回答数	出席率
現場代理人	34	100.0%
企業代表者	32	94.1%
開催回数	34	



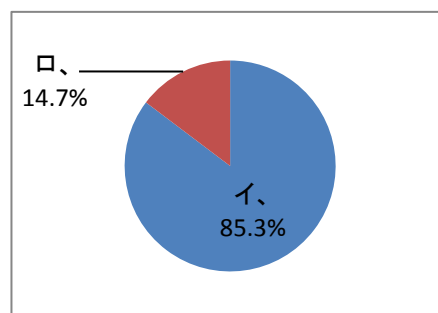
3 「設計変更確認会議」の会議資料は、既存の資料を活用し、原則として新たな資料作成は行わないことになっていますが、どうでしたか。

項目	件数	構成比
イ、既存の資料を活用し、新たな資料は作成しなかった。	34	100.0%
ロ、新たな資料を作成した。	0	0.0%
計	34	100.0%



4 「設計変更確認会議」では、意見を十分に主張できましたか。

項目	件数	構成比
イ、十分に主張できた。	29	85.3%
ロ、十分には主張できなかった。	5	14.7%
計	34	100.0%

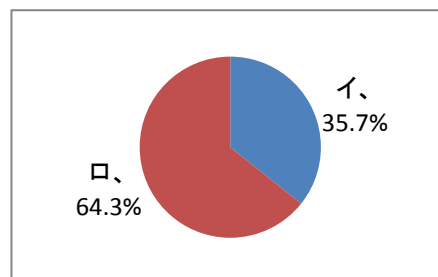


<意見を十分に主張できなかった理由>

- ・ 言いづらい。
- ・ 設計変更がほぼ確定しており、形式的な会議だった。
- ・ 工事終了間際には施工がほとんど終わり施工方法については十分に主張できたとは言えない。
- ・ 形式的となっており、意見を主張する場ではなかった。
- ・ 事前に調整・決定しており、主張すべきことはなかった。セレモニー的な意味合いが強いと感じた。
- ・ 設計書が出来上がったあとに実施したため、主張の場がなかった。
- ・ 道路清掃などの目に見えないものの計上を認めてもらえないケースがある。
- ・ 変更内容は不足ではあるものの、出席者と日々打合せをしており、経過・意図を分かっていたので、深い説明を求めなかった。

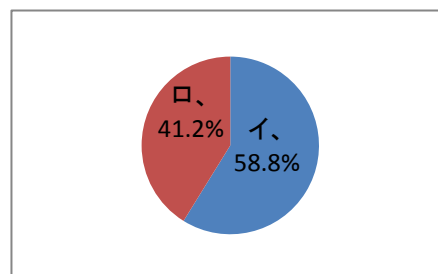
5 監督員との協議では認められなかったが、「設計変更確認会議」で申し入れたことにより、設計変更が認められたケースがありましたか。

項目	件数	構成比
イ、あった	10	35.7%
ロ、なかった	18	64.3%
計	28	100.0%



6 前問で「ロ、なかった」と答えた方に伺います。その際、設計変更として認めない理由について、納得のいく説明がありましたか。

項目	件数	構成比
イ、あった	10	58.8%
ロ、なかった	7	41.2%
計	17	100.0%

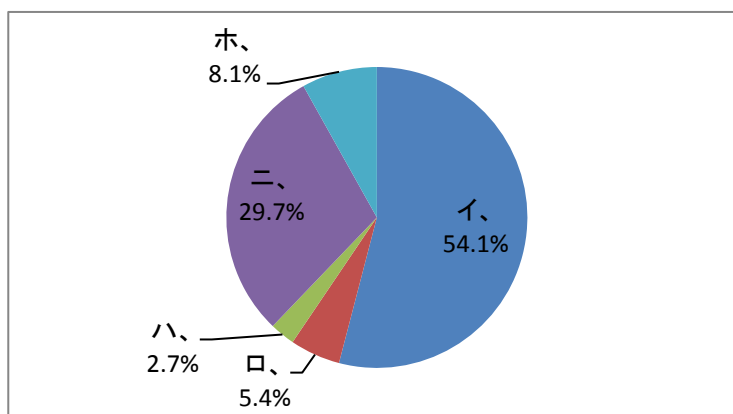


7 「設計変更確認会議」についての意見。

- ・ 基準工において、伐開等処分費・運搬費については計上してくれるが、手間は計上してくれない。
(率に入っているというが現場条件により異なり、明確ではない)
- ・ 積算工程により、防寒養生の計上数量を確定しているが、現場条件・構造物の形状による施工日数が実工程にそぐわない工程にもかかわらず、養生日数・加熱費等の変更が認められない。
- ・ 決してしまった事項に対する儀式という感は否めない。
- ・ 現行制度で良いと思う。
- ・ 設計変更内容について設計歩掛と実施に乖離があるため変更をお願いしたが認めて頂けなかった。
- ・ 企業代表者の率直な意見・主張を聞いて頂ける数少ない機会であり、非常に有意義と考えます。
- ・ 総括監督員等の前で、申し入れを行う事は、監督員の手前、難しい。(言いづらい)
- ・ 設計変更について、煮詰める前段階で開催することで効果があると思う。確定に近い時期に開催すると追加や調整ができない。
- ・ セレモニ一的な要素しかないので、開催の意味がないと思う。
- ・ 意見交換の場として、大変良い会議である。設計変更や施工方法の変更がある場合に随時開催して欲しい。
- ・ 工事成績のこともあり、対等な立場として交渉するのは難しい。
- ・ 設計変更があるたび、随時開催していただきたい
- ・ 設計変更について、総括監督員も変更内容の把握でき、現場の実情を協議でき、良いと思う。
- ・ 設計変更確認会議の開催時期が工期末で、変更内容がほぼ固まってからの会議となっているため、早い段階での開催をお願いしたい。
- ・ 設計変更確認会議は、発注者・受注者との納得の説明があり良いと思う。
- ・ 道路系では適正に開かれ機能しているが、河川系では技術調整会議を含め、開催しないことが多いので、必ず開催していただきたい。
- ・ 変更のある時は、随意に開催すべきだ。(工事を中断しないよう)

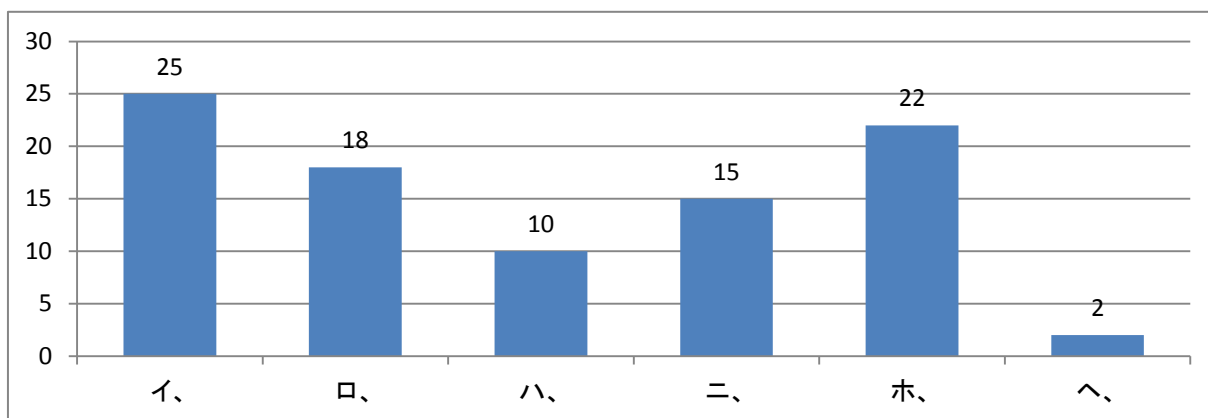
8 国土交通省では、「設計変更に伴う適正な措置」の一環として、「協議簿により変更指示したものについて概算金額等を明示し、協議により合意形成を図る」こととして、一部の地方整備局で「指示・協議簿への概算金額等の記載」を試行しています。

項 目	件 数	構成比
イ、大変良い	20	54.1%
ロ、まあ良い	2	5.4%
ハ、そうでもない	1	2.7%
ニ、必要ない	11	29.7%
ホ、その他	3	8.1%
計	37	100.0%



9 上記でイ、ロ、と回答された方。その理由。（複数回答）

項目	件数	構成比
イ、工事金額全体の把握に役立つ	25	27.2%
ロ、該当工事の下請け会社に適正な支払いができる	18	19.6%
ハ、作業所経理状況の管理がより正確となる	10	10.9%
ニ、最終設計変更金額決定前に下請け会社への支払額を提示出来るので下請け会社経理に良い。	15	16.3%
ホ、変更工種の予算金額把握がしやすい	22	23.9%
ヘ、その他	2	2.2%
計	92	100.0%



10 この試行を開発局でも実施することについての意見。

- ・ 協議簿への概算金額の記載は良いことであると思われるが、実施に当たっては問題も発生する懸念があることから、試行している地方整備局を参考にすべきと思われる。
- ・ 工事全体の金額を把握でき、協力業者への支払いが早くなる。
- ・ ぜひ実施して頂きたい。
- ・ 新しい試みを実施することは良いと思いますし、その試行結果により今後の実施可否に対する決定をしていただけると良いと思います。
- ・ 早めの施行をお願いします。
- ・ すべての監督員が、迅速に処理・対応できない場合があるのでは。
- ・ すべて実施するべきである。
- ・ よいと思うが資料作成が負担となるのではないか。
- ・ 概算金額を明示することで設計の考え方もわかり、下請け会社との交渉もしやすくなると思います。
- ・ 協議のたびに概算金額を算出しなければならず、時間を要し早期の解決を阻害すると思われる。
- ・ 試行を経て、本運用を希望します。
- ・ 試行を実施し、その後は完全実施していただきたい
- ・ 是非、行っていただきたい。
- ・ 是非、実施してもらいたい。
- ・ 設問9の通り、いろいろなメリットがある。
- ・ 早急に実施してもらいたい。
- ・ 変更工事は自社で概算金額を積算し、施工となりますが官側より金額提示された段階では既に工事が完了し原価が確定して支払いも完了しております。官側からの提示では歩掛採用の違い等で時々金額の相違（官側が低い金額）が生じております。事前に提示を受けることで、適正な予算管理が可能になり、企業経営に有益です。

IV 北海道開発局の各種の取り組みについて

A. 技術調整会議について

1 平成25年度に受注した工事で、技術調整会議を開催しましたか。

区 分	実績
平成25年度の工事受注件数	129件
イ、上記の内技術調整会議の開催件数	80件
ロ、上記の最大開催回数	2回

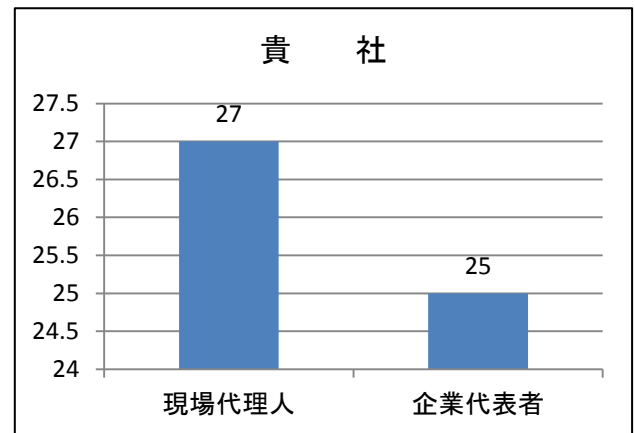
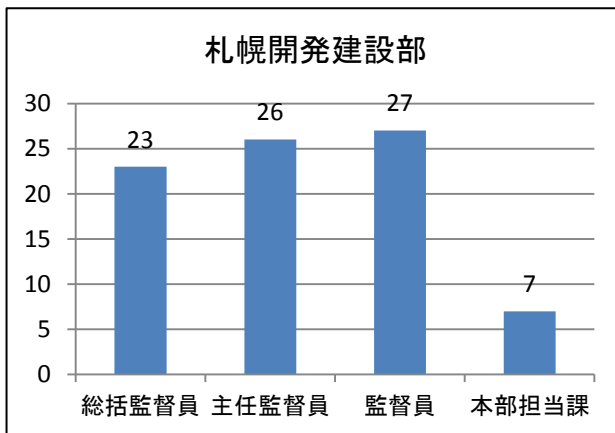
2 「技術調整会議」には、誰が出席者しましたか。

札幌開発建設部

対 象 者	回答数	出席率
総括監督員	23	85.2%
主任監督員	26	96.3%
監督員	27	100.0%
本部担当課(必要に応じて)	7	25.9%
開催回数	27	

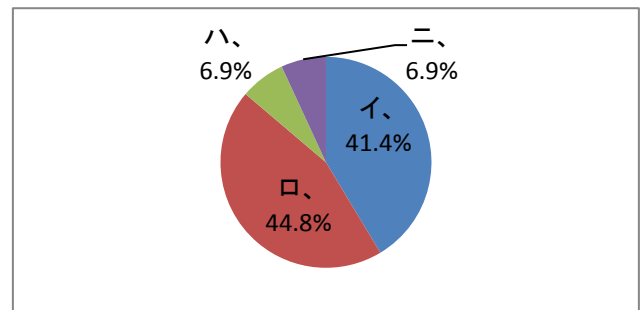
貴 社

対 象 者	回答数	出席率
現場代理人	27	100.0%
企業代表者	25	92.6%
開催回数	27	



3 技術調整会議について、どのように思っていますか。

項 目	件 数	構成比
イ、非常に有益である	12	41.4%
ロ、おおむね有益である	13	44.8%
ハ、有益とはいえない	2	6.9%
ニ、どちらともいえない	2	6.9%
計	29	100.0%



4 技術調整会議についての意見等。

- ・ 技術調整会議が開催されることにより、検討事項が早期に決着する。
- ・ 工区が複数あったため2回開催したが、発注者・コンサルの考え方をお互いに理解するのに役立ちました。
- ・ 設計方針の確認などが必要な現場においては有益であると考えます。
- ・ 設計思想を確認できる事により、現場での施工管理に応用できる。
- ・ コンサルも出席してもらうべきである。
- ・ すべての現場で実施すべき。

- ・ 河川系では全く行っていないので、開催していただきたい。
- ・ 河川工事において、土工事が主体の工事では対象工事としていない。しかし近年軟弱地盤における築堤盛土で崩壊例がいくつも発生していることから、懸念のある土工事も対象工事に加えるべきと考える。
- ・ 技術調整会議での変更事項の完全実施。
- ・ 今後共に継続して実施願いたい。
- ・ 設計者の意図・発注者の考え方が理解でき、工事の進め方・対策などに役立って概ね有益だと思われる。
- ・ 設計変更事項の事前内容確認の為。
- ・ 必要に応じて開催すればよいのではないかと思う。

B. 工事円滑化会議について

1 平成25年度に工事円滑化会議を開催しましたか。

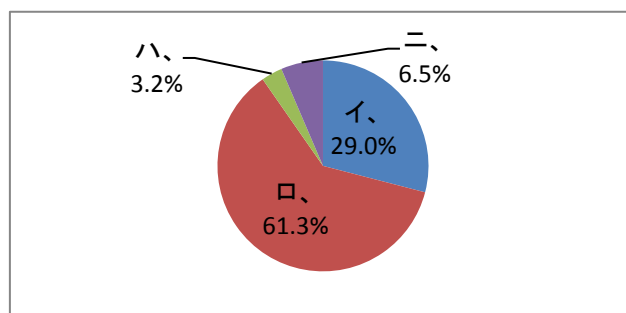
区 分	実績
円滑化会議の開催件数	119件
イ、上記の内複数回開催件数	53件
ロ、上記の最大開催回数	3回

2 上記設問1ーイで、複数回開催したと答えた方。複数回開催した理由。

- ・ 現場に関する諸問題、工程進捗状況の変化に対応して調整するために複数回開催。
- ・ 工事の施工及び設計が大幅に変更になるため複数回開催しました。
- ・ 工事受注3件。各1回開催。

3 工事円滑化会議について、どのように思っていますか。

項 目	件 数	構成比
イ、非常に有益である	9	29.0%
ロ、おおむね有益である	19	61.3%
ハ、有益とはいえない	1	3.2%
ニ、どちらともいえない	2	6.5%
計	31	100.0%



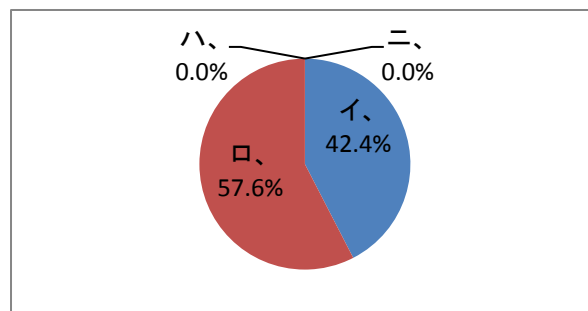
4 工事円滑化会議についての意見等。

- ・ 監督員の考え方が理解できるので、技術調整会議より有意義だと思う。
- ・ 施工効率と生産性向上に向けての取り組みとして有効と考えていますので、現行制度で良いと思う。
- ・ 設計内容と現場が一致。
- ・ コンサルも出席してもらうべきである。
- ・ わざわざ集まる必要はないと思う。議題をはっきりしてほしい。
- ・ 疑問点、問題点が整理できて大変有効でした
- ・ 形骸化しないようしなければならないと思います。
- ・ 現行のままでよいと考えます。
- ・ 言いたいことを言い合える場であるべきであると考えます。
- ・ 今後とも継続して実施願いたい。
- ・ 今後とも続けていただきたい。
- ・ 定期的な会議の開催。
- ・ 発注者・監督員の思想、苦慮している事項、懸念していること等を知ることができ、また、受注者も同様な事柄を伝えることができ、有益と思われる。

C. 意見交換会等について

- 1 開発建設部では、工事施工中の連絡安全協議会や、施工者との意見交換を実施しています。このことについてどのように思われますか。

項目	件数	構成比
イ、非常に良い	14	42.4%
ロ、良い	19	57.6%
ハ、あまり良くない	0	0.0%
ニ、必要ない	0	0.0%
計	33	100.0%



- 2 上記の設問で、ハ又はニと答えた方に伺います。それはどうしてですか、その理由をお書きください。

※回答なし

- 3 この取り組みについての意見等。

- ・ 発注者とのコミュニケーションを取る良い機会なので、今後も続けて頂きたい。
- ・ 工事完了時に工事成績点に影響するかもしれないので、本音で回答しづらい。
- ・ 受注者の意見を聞いて頂けるのは良いが、意見をもっと反映して頂きたい。
- ・ 今後も続けていただきたい。
- ・ 上記(例)の通り、どんなことでもと言われるがやはり本音は言いづらいです。
- ・ 周辺工事との連携が取れるので良いと思うので、今後も継続することを希望します。
- ・ 最近甲乙の垣根を越えた意見を言える雰囲気が出てきているので良いと思っております。今後も続けていただきたい。
- ・ 明確な改善が見られない。
- ・ 今後も継続していただきたい。
- ・ 業者側で目立つことを恐れて、優等生的な答弁をすることも見受けられるので、しゃべりやすい雰囲気を作ってほしい。
- ・ 定期的な開催と継続実施。
- ・ 本音で語り合える場であるべき。
- ・ 連絡安全協議会での取り決めも、設計に反映していただきたい。(敷鉄板、交通誘導員の数など、協議会で決定したことに対しては、設計に反映されないことが多い)
- ・ 協議会の開催前にアンケートにより意見を記述することができたので、会議の場で意見が言いづらいということはなかった。
- ・ 話を聞くだけでなく、もう少し現場に反映させてほしい。
- ・ 同じ地域内の工事を進めるうえで情報共有の交換の場として利用しているので、今後も継続して頂きたい。
- ・ 後日でもいいから、質問に対する回答がほしい。
- ・ このような席で、事業全体の事柄・事業所トップの意図が伝えられることは、一工事においても有益と思われる。
- ・ 今後も続けてもらいたい。
- ・ 発注者、受注者間のコミュニケーションをより有用に図れる機会として今後とも続けて欲しい。

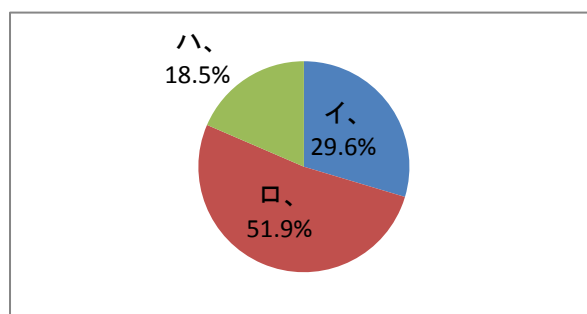
D. 冬期施工について

開発局では、平成22年より冬期土工（河川・道路工事）の施工の適正化について、以下のような取り組みを行っています。これらについて伺います。

- ①冬期盛土使用材料の土質試験により、冬期施工が可能か照査する。
- ②工期を年度末とせずに、翌年度春に竣工検査する。
- ③工事用除雪歩掛の見直し
- ④堆積スペースが不足する場合は、排雪場所の確保と排雪費用の検討
- ⑤凍土混入防止対策として、凍土除去歩掛の適用

- 1 昨年度、冬期土工を実施した工事において、上記に示されているような、適切な対応が行われましたか。

項目	件数	構成比
イ、適切に行われている	8	29.6%
ロ、やや不適切である	14	51.9%
ハ、不適切である	5	18.5%
計	27	100.0%



- 2 上記の設問で、ロ又はハと答えた方。それはどのような内容ですか。

- ・ 工期については柔軟に変更できている。
- ・ 工事用除雪歩掛りが実際の費用とマッチせず、赤字になる。
- ・ 排雪を設計変更にも認められない。
- ・ 工事用除雪費は歩掛の見直しだけではなく、除雪機械の拘束費用と除雪による直接工事の作業時間減少（日作業量の低下による工程遅延）、もしくは除雪作業の早出・残業などによる費用増大も考慮する必要がある。
- ・ 降雪がなくても風により除排雪を行う場合が多数あり、実情に合った積算方式にしていきたい。
- ・ 土取場の堆積土の含水比が高く、材料探しに時間と経費がかかるので。
- ・ 実際に掛かる除・排雪作業の費用と設計変更で計上される工事費に大きな乖離がある。
- ・ 除雪費に関し、除雪機械は期間拘束されるため、積算を期間にて計上して欲しい（ショベル等）
- ・ 盛土は施工時が左右されるため、発注時期の配慮が必要である。
- ・ 除雪費用については、設計積算費用と実態費用とではまだかい離している。
- ・ 路床、法面が凍上して、融雪後の手直しがかかり発生した。
- ・ 別途工事で作成した攪拌土（冬期盛土材）を使用する前に試験した結果、不適合の判定にもかかわらず盛土を施工した。（含水比低減処理→企業努力）
- ・ ①設計変更により、工期が冬期施工となったため、除雪費が設計額と大きく乖離している。
- ・ ②について、竣工検査は年度末に実施。
- ・ ③について、工事用除雪歩掛の見直しはなかった。
- ・ ④について、排雪場所の確保及び費用の検討はされなかった。
- ・ ⑤について、凍土除去歩掛の適用はなかった。
- ・ 現場に堆積スペースがないにも関わらず排雪が見てもらえない。
- ・ 昨年度の冬期施工に於いて、担当事務所により除雪費用の考え方に相違があった。
- ・ 諸事情で築堤盛土の一部が12月施工になるとの協議を持ちかけた際、自主的に（企業努力で）冬期盛土用の1：2の混合攪拌土を作成して、盛土するなら認めると言われた。
- ・ 除雪工においては見直しが不十分
- ・ 除雪費が実情と大きく乖離している。
- ・ 冬期間の施工となったが、このような取り組みがあったこと事態知らなかった。
- ・ 冬期盛土箇所が春先沈下し高水敷のブロックの手直しが発生した。
- ・ 凍土除去（掘削）の歩掛適用や冬季盛土材料の土質試験による照査を確実に実施してもらいたい。
- ・ 特に取組を行っていると感じられない。
- ・ 農業土木工事のため適用されませんでした。

3 冬期施工に関して、困っていること、改善すべきことなどのご意見等。

- ・ 渇水期施工となる河川工事や落水後施工となる農業工事などは、冬期施工で工期に余裕のないことに加えて発注時期が第2四半期以降となる場合が多い。これにより、労務、重機及び仮設資材などの調達近年ままならない状況に陥っているため、余裕工期の設定を活用して早期発注をお願いしたい。
- ・ 冬期施工が主となる工事の工事用道路は、全て敷鉄板で設計計上して頂きたい。
- ・ 敷き砂利では、除雪で削られてしまうとともに、路面清掃が困難な時期にタイヤ泥付着で一般道路の汚濁原因を増大し、そもそもの運搬路としての機能も不足する。
- ・ 除雪機械をひと冬現場に常駐させなければならないため、設計内容を考慮して欲しい。
- ・ 場内排雪を実情に合わせて考慮していただきたい。
- ・ 土砂運搬路以外にも、現場へ行くまでの道路（公道以外の道路）についても必要不可欠な場合は、除雪費を計上願いたい。
- ・ 冬期盛土に使用する攪拌土は、前年度作成の攪拌土を使用するか、作成時期の良い物を使用するよう配慮願いたい。
- ・ 厳冬の土工事は、できることなら避けたい。
- ・ 年度末工期の冬期工事は、降雪及び凍結により適切な品質確保において非常に苦勞をしていますので、「工期を年度末とせず、翌年度春に竣工検査する」取り組みを大いに増やしていただきたい。
- ・ 舗装工事で施工が冬期になる場合は、お互い協議の上、年度末の工期を翌年度春に延長してほしい。
- ・ 防寒養生の囲い・燃料費が現場形状等により、合わないものがある。（構造物の形状等）
- ・ ①除雪費については実績により設計変更で計上してほしい。
- ・ 原則的に築堤盛土は12月以降の冬期間に行なわないとの見解を基本方針として伝えられたが、河川事務所によって見解が異なっていたようであったので、統一していただきたい。
- ・ 構造物施工に於いて、防寒仮囲い用の仮設資材（ADM[®] 衤）等が、材料不足により高騰しており、確保も非常に難しい。
- ・ 除雪費の経費の検討をして欲しい。（回数及び除雪延長）
- ・ 除排雪の現状に合った歩掛りの早急な見直しを、お願いしたい。
- ・ 上記の通り、除排雪の手間、及び防寒養生費の適切な歩掛かりが必要である。
- ・ 雪氷の混入防止対策費が、積算金額以上となり工事原価を圧迫する。
- ・ 冬期の盛土は品質管理も難しく、経費も余分にかかるので、必要最低限（樋門の埋戻しなど）にしていただきたい。
- ・ 冬期間は渇水期であることから河川内での作業が計画されてるが、結氷により作業が不可能な場所もあるので、施工場所に於ける冬季間の特性を把握するべき。
- ・ 冬期盛土の使用材料は、攪拌土が不足しているため、当年度作成した物を盛土材として使用するので、締め固め度を確保するのに大変苦勞した。
- ・ 冬季盛土材を別工事で製作し確保されている場合があるが、実際は含水比等が高く凍結して使用できない場合が多いので、材料を使用する工事での冬季盛土材の確保をお願いしたい。
- ・ 農業工事は耕作期を避けた施工が多く、冬期土工によりどうしても春期手直しが発生してしまいます。是非、農業土木にも冬期土工（河川・道路工事）の適正化の取り組みを取り入れて頂きたい。
- ・ 品質を確保できない恐れがある場合は、シバレが緩む春先に施工させて欲しい。（例）冬期盛土→盛土箇所にブロック施工（高水敷のため融水の影響なし）
- ・ 防寒養生及び除雪費が実態とかけ離れている。
- ・ 埋戻し土及び盛土について、前日施工箇所の凍土をを撤去することは手間の上で、手戻りであり、撤去土の運搬処分費についても適正に計上されていない。

<本年度施工中の工事について>

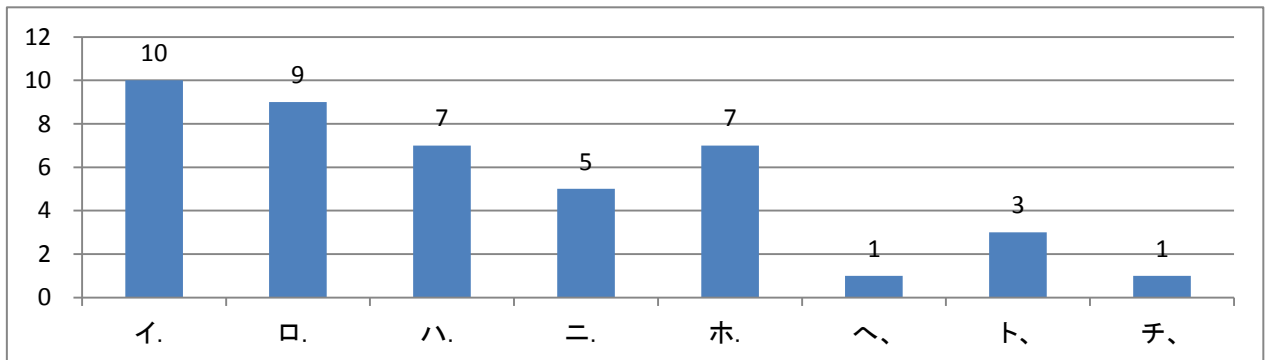
- 1 平成25年度末～平成26年度に受注した工事で、資材単価、労務単価などの高騰により、収益に影響が出ている工事がありますか。

項目	件数
受注工事件数	106件
該当する件数	79件

- 2 上記の該当工事のうち、価格が高騰している資材等は何ですか。（複数回答）

項目	回答数	順位
イ、生コン	10	1
ロ、骨材関係	9	2
ハ、鉄筋・鋼材	7	3
ニ、コンクリート二次製品	5	5
ホ、アスファルト関連	7	3
ヘ、木材関連	1	7
ト、鋳鉄・樹脂製の管類	3	6
チ、その他	1	7

又、その他：一部の塗装材料



- 3 同様に機械・運搬経費、仮設材料などで、価格高騰により影響がでているもの。

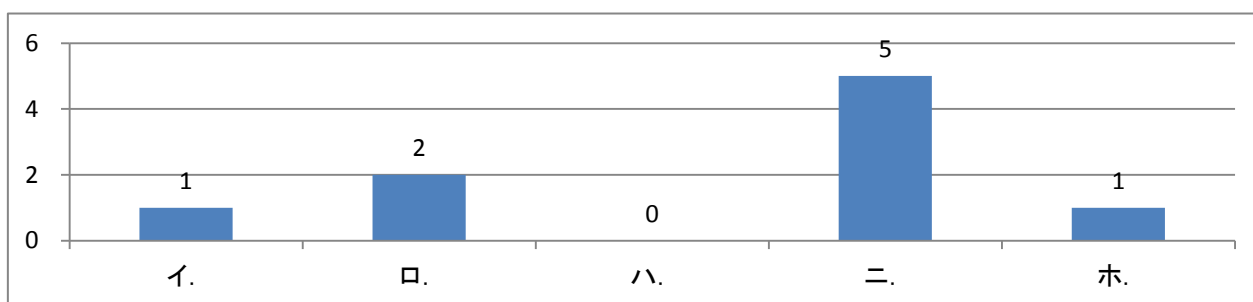
- ・ ダンプトラック
- ・ ダンプトラックの時間単価
- ・ ダンプ運搬費用
- ・ バックホウ、ダンプトラック、敷鉄板が2割～3割ほど前年度より高騰
- ・ ブルドーザ、ダンプトラック、コンパネ
- ・ 重機運搬、敷鉄板、仮設鋼矢板、工留材、ダンプ賃料
- ・ 燃料の高騰によりダンプ（10t）、各種重機（バックホウ・ブル等）単価の値上がり
- ・ 敷鉄板
- ・ 敷鉄板 10tダンプ
- ・ 労務費、及びダンプトラック（燃料高騰）

- 4 労務費については、本年2月に、公共工事設計労務単価が引き上げられましたが、この単価以上の実勢価格となっている職種がありますか。

職種区分	設計労務単価	実勢価格		
		最大	最小	平均
特殊作業員	¥16,400	¥18,000	¥17,000	¥17,500
普通作業員	¥13,500	¥16,500	¥14,000	¥15,125
軽作業員	¥11,300	¥12,500	¥11,500	¥12,000
とび工	¥17,100	¥18,000	¥18,000	¥18,000
鉄筋工	¥17,400	¥25,000	¥14,800	¥18,760
運転手(特殊)	¥16,300	¥20,000	¥18,000	¥18,312
運転手(一般)	¥13,700	¥15,000	¥14,000	¥14,750
土木一般世話役	¥18,500	¥20,000	¥19,000	¥19,800
型枠工	¥16,800	¥24,000	¥17,000	¥20,000
大工	¥18,000	¥23,000	¥20,000	¥20,750
左官工	¥18,000	¥20,000	¥20,000	¥20,000
交通誘導員A	¥9,900	¥14,500	¥10,922	¥12,880
交通誘導員B	¥8,900	¥13,300	¥9,929	¥12,010

- 5 契約締結後に価格の高騰が著しい場合は、全体スライド、単品スライド、インフレスライドなどの制度がありますが、適用について発注者と協議を行って（予定を含む）いますか。

項目	回答数	順位
イ、全体スライドについて協議している	1	3
ロ、単品スライドについて協議している	2	2
ハ、インフレスライドについて協議している	0	5
ニ、対象となると思われるが、協議はしない	5	1
ホ、スライド制度があることを知らなかった	1	3



6 スライド制度に関する意見。

- ・ 「③」の項目に関しては事務手続き上仕方がないように思われますが、その他に関しては、せめて現在の半分程度にしてもらいたい。
- ・ 1%枠は厳しい、差額分全てを変更増としてもらいたい。
- ・ 企業負担分の数値である全体スライドの1.5%、単品スライドの1.0%は、企業の収益性を考慮して、もう少し低く設定しても良いのではないのでしょうか。
- ・ ②は特に厳しい、利益10%での1%と同0%での1%では重みがまったく異なる。
- ・ スライド制度は発注者の作成書類も多いようで、監督員の多くは避けたいと感じられる。
- ・ 各スライド制度に関しては、該当するものは積極的に協議を行い、利益に繋げて行きたい。
- ・ 基準が厳しいと思います。（説明資料を用意するための人件費を考えると、単年度工事では無時勢価格をある程度の短い期間で設計単価に反映させて欲しい。
- ・ 自社で数件の工事についてインフレスライドのシュミレーションをおこなったが、ほとんど1.0%に若干届かない結果（0.8~0.9%）となっているため、1.0%枠を0.8%程度まで下げて頂
- ・ 上記の通りです。単価上昇後の施工に関しては、すべてスライドすべきである。